

平成 29 年

告示第 76 号

北秋田市地域医療確保促進事業補助金等交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、北秋田市地域医療確保促進事業（以下「本事業」という。）に基づき実施される北秋田市地域医療確保促進事業補助金の交付について、予算及び北秋田市補助金等交付要綱（平成 17 年告示第 22 号。以下「市補助金等交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 本事業は、北秋田市（以下「市」という。）への新規の医療機関の開業を促進するとともに、現在開業している医療機関の充実を図ることにより、市の地域医療体制を強化し、もって市民福祉の向上に資することを目的とする。

(補助金等交付対象)

第 3 条 本事業に基づく補助金等の交付対象は、次の各号に掲げる個人及び法人とする。

(1) 医療機関（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所で、医科であるものに限る。）を市内に新規に開業する医師（医師法（昭和 23 年法律第 201 号）に規定する医師をいう。以下同じ。）及び医療法人（医療法第 39 条第 2 項に規定する医療法人をいう。以下同じ。）

(2) 現に北秋田市内に医療機関を開業している医師及び医療法人

(補助金等の種類)

第 4 条 本事業に基づく補助金等の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 新規開業助成金
- (2) 診療所等増改築補助金
- (3) 診療機器購入費補助金
- (4) 後継者育成助成金

(補助等の要件)

第 5 条 前条に規定する補助金等は、第 3 条第 1 号及び第 2 号に規定する医師及び医療法人であって、積極的に地域医療に貢献しようとするものに対して、それぞれ次の各

号に掲げる場合に交付する。

- (1) 新規開業助成金 医師又は医療法人が市内に新規に医療機関を開業する場合
- (2) 診療所等増改築補助金 市に医療機関を開設している医師及び医療法人が、診療所等の医療提供施設の増築及び改築を実施する場合
- (3) 診療機器購入費補助金 市に医療機関を開設している医師及び医療法人が、新たに医療機器を購入する場合
- (4) 後継者育成助成金 市に医療機関を開設している医師であって、当該医療機関の継続のため、後継者が引き継ぐこととなった場合
(補助金等の額)

第6条 第4条に規定する補助金等の交付額は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとし、予算の範囲内において交付する。

- (1) 新規開業助成金 1,000万円
- (2) 診療所等増改築補助金 医療提供施設の増築及び改築に要する費用の2分の1とし、200万円を上限とする。
- (3) 診療機器購入費補助金 診療器機購入費用の2分の1とし、200万円を上限とする。
- (4) 後継者育成助成金 100万円
(補助金等の交付時期等)

第7条 第4条に規定する補助金の交付時期、交付の回数等は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 新規開業助成金 新規に医療機関を開業したときに、1回に限り交付する。
- (2) 診療所等増改築補助金 増改築実施後に1回に限り交付する。
- (3) 診療器機購入費補助金 診療機器購入後1回に限り交付する。
- (4) 後継者育成助成金 後継者が医療機関を引き継ぐこととなったときに、1回に限り交付する。

2 第3条第1項に規定する医師及び医療法人が、第4条第1号に規定する新規開業助成金の交付を受けた場合は、同一年度内において、同条第2号から第4号までに定める補助金等について重複して交付を受けることができないものとする。

3 第3条第2項に規定する医師及び医療法人については、第4条第2号から第4号までの補助金等の交付を同時に受けることができるものとする。

(補助金等交付申請書の添付書類)

第8条 市補助金等交付要綱第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき市長が定める書類は、申請する補助金の種類に応じ、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 新規開業助成金 医療法第8条に規定する知事に対する診療所開設届出書の写し等(医療法人にあっては、定款又は規約及び法人に係る登記事項証明書を添付すること。)
- (2) 診療所等増改築補助金 増築及び改築を行った建物の配置図、各階平面図、立面図等の写し及び増改築に要した経費(契約書等)が分かる書類及び領収書の写し
- (3) 診療機器購入費補助金 診療機器の購入に要した経費(契約書等)が分かる書類及び領収書の写し
- (4) 後継者育成助成金 後継者の開始届出書(医療法第8条に規定する知事への診療所開設届出書の写し)

2 市長は、補助金等の交付申請を行おうとする個人及び法人に対し、前項に定めるもののほか、補助金等の交付の審査を行うために必要と認める書類の提出を求める事ができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成28年10月1日から適用する。